第 255 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 8 年 1 月 26 日(月) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 00 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (37名)

1番 恩田 洋一	2番 石原 隆幸	3番 藤原 寿成	4番 藤原 康正
6番 古田川 光彦	7番 永濱 孝之	8番 安部 治美	9番 石原 博
10番 高橋 正敏	11番 藤原 克己	12番 和久利 勝	13番 石原 敬士
14番 和久利 健	15番 立石 覚	16番 大坂 茂	17番 安部 傭造
18番 金倉 弘美	19番 藤井 卓	20番 八澤 幹夫	21番 森合 健一
22番 藤原 昭則	25番 石原 宏二	26番 賀元 亨	28番 藤原 修
29番 藤原 功	30番 山田 幸則	31番 白名貴美子	32番 嵐谷 行徳
33番 新田 昭喜	35番 淺野 保男	36番 川西 雄二	37番 小池 俊彦
38番 堀尾 敏久	40番 安部 秀男	41番 梅木 達也	42番 松島 昭夫
43番 原田 二朗			

4. 事務局又は説明者

農業委員会	事務局長補佐	石原 ゆう子
農業委員会	会計年度任用職員	佐藤 のぞみ
農業振興課	主任主事	金倉 貫史

5. 欠席委員 (5名)

4番 岩田 孝史　23番 渡部 雅一　24番 佐藤 昌利　34番 卜藏 秀夫
39番 大塚 真人

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名
日程第２号　報告第１号　農地の合意解約に関する届出について
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第３号　農用地利用集積等促進計画の承認について（一括方式）
議案第４号　奥出雲町農業振興地域整備計画の変更について
その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	改めましておはようございます。 皆様方には、お元気で新しい年を迎えられましたこと、まずもってお慶びを申し上げます。 この 16 日から、納税申告相談が始まっておりまして、私も行きましたが昨年米が高い値段で売れておりますので、皆さま節税に苦労されているんじゃないかとじゃないというふうに思っております。また所得がないと思っておりましたが、イノシシを捕獲した部分については、3ヶ年に遡って税金をとるということでございまして、予想外な収入が出てきてびっくりしたところでございます。仕方ないかなと思っております。 さて、皆さんの前にアンケートを配っておりますが、今日書いていただくものではございませんで、実は平成 29 年に阿井地区でこういうアンケートをとりまして、それをもとに阿井地区の将来のビジョンを作っております。それが古くなりまして今回新しく農家の皆様に全員お配りして、こういう格好でアンケートを集めておるところでございますが、23 日に結果が出て集計をしたところでございます。その集計につきましては、総会後立石さんからの方から、一応簡単な説明をしてもらおうというふうに思っております。やっぱりこういうビジョンを作っておかないと補助金を申請したときに優先順位がなかなか回ってこないということで、今回阿井地区ではまた新しいビジョンを作って、何とか補助金を申請しようということで今動いておるところでございます。 今年は、ドローンの免許取得にハード事業もなかったわけで、ソフト事業の講習の資格の補助を申請して 3 月に何とかもらおうということで動いているところでございます。 皆様方におかれましても、アンケートの答えは多分同じような結果が出るとは思いますけど、一つ農業委員推進の予算が中心になりまして、各地区でこういうビジョンを作っていただきたいというふうに思っているところでございます。 それでは総会に入らせていただきます。座ってさせていただきます。 ただいまより、第 255 回奥出雲町農業委員会総会を開催いたします。 議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会規則第 8 条の定めにより、本日の出席者の報告をいたします。本日の欠席者は、5 番岩田委員。出席者は 18 名中 17 名。よって過半数に達しており、本日の総会は成立いたします。次に奥出雲町農業委員会規則 25 条第 3 項の定めにより、議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者は 8 番安部委員、9 番石原委員にお願いいたします。なお、推進委員の欠席は 4 名、出席は 20 名でございます。 本日上程いたします議題は、報告第 1 号を日程 1 とし、順次上程をいたします。ご審議よろしくお願いいたします。 報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出について、を上程いたします。 事務局説明をお願いします。
事務局	1ページをご覧ください。 報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和 8 年 1 月 26 日提出、奥出雲町農業委員会 会長。 番号1 農地の所在、□□□□番ほか5筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積は合計 5,417 ㎡。賃貸人氏名、○○○○。住所、▲▲▲▲在住。賃借人氏名、△△△△。住所、●●●●番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡日いずれも、令和 7 年 12 月 16 日。解約の理由 双方の合意による。 番号2 農地の所在□□□□番、1 筆。 地目は登記簿、現況ともに田。面積 4,291 ㎡。賃貸人氏名、○○○○。住所、▲▲▲▲在住。賃借人氏名、△△△△。住所、●●●●番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡日いずれも、令和 7 年 12 月 24 日。解約の理由 双方の合意による。

事務局	2ページをご覧ください。 番号3　農地の所在、□□□□番、1 筆。 地目は登記簿、現況ともに田。面積2,505 ㎡。賃貸人氏名、○○○○。住所、▲▲▲▲在住。賃借人氏名、△△△△。住所、●●●●番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡日いずれも、令和 7 年 12 月 24 日。解約の理由　双方の合意による。 以上です。
議長	事務局の説明は終わりました。 報告事項でございますので、質疑、承認等は行いません。 次に、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を上程いたします。 事務局説明をお願いします。
事務局	3ページをご覧ください。 議案第1号、農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので、審議を求める。令和 8 年 1 月 26 日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、□□□□地内が3筆と△△△△地内が6筆。地目は、登記簿、現況ともに田と畑。面積は合計 3,778 ㎡。権利種別　3条有償移転。譲渡人 氏名、○○○○。住所、▲▲▲▲番地。経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人 氏名、■■■■。住所 ▽▽▽▽番地。権利取得後の経営面積は 37.8aです。資料1に地図を載せておりますので、ご覧ください。 4ページをご覧ください。 番号2、農地の所在、□□□□番ほか1筆、地目は、登記簿、現況ともに畑。面積は合計 637 ㎡。権利種別　3条無償移転。譲渡人 氏名、○○○○。住所、▲▲▲▲在住。経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人 氏名、■■■■。住所 ▽▽▽▽番地。権利取得後の 経営面積は 22.7aです。資料2に地図を載せておりますのでご覧ください。 番号3、農地の所在、□□□□番ほか5筆、地目は、登記簿、現況ともに、田と畑。面積は合計 7,678 ㎡。権利種別　3条有償移転。譲渡人 氏名、○○○○。住所、▲▲▲▲在住。経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人 氏名、■■■■。住所、▽▽▽▽番地。権利取得後の経営面積は 144.5a です。資料3の 1 から4に地図を載せておりますのでご覧ください。 この案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など、事業に必要な農作業に従事すると見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 続いて補足説明に入ります。 議案第 1 号番号1について、36 番川西委員。
36番	36 番川西が1番について補足説明をします。 ▲▲▲▲さんから■■■■の○○○○さん宅を□□□□さんへの譲渡について。▲▲▲▲さんは○○○○さんの子供さんであります。また○○○○さん宅の土地家等を管理しておられます。また、□□□□さんは昨年初め、会社◇◇◇◇を立ち上げられ、○○○○さん宅を借りて、イベント事業等をしておられ、畑等も耕作し、その事業の提携をするとのことでございます。また田

36番	畑は耕作するとのことでございます。問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	補足説明は終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。 挙手全員。よって番号1について承認することに決しました。 次に番号2の補足説明を、同じく川西委員お願いします。
36番	川西が2番を補足説明いたします。 出し手▲▲▲▲さんから□□□□さんへの畑2筆の譲渡について。□□□□さんは▼▼▼▼で在宅ですが、空き家バンクということで、▲▲▲▲さんの▽▽▽▽宅を取得の計画があるとのことです。また、これに伴い畑も申請される、とのことです。きちんと管理されると思われますので、問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	補足説明は終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。 挙手全員。よって番号1について承認することに決しました。 次に番号3の補足説明を、40番安部委員お願いします。
40番	失礼いたします。3の物件につきまして補足説明をいたします。 この田と畑でございますけれども、こちらは今まで頼まれて作っておられましたけれども、この度所有権の移転ということで、▲▲▲▲さんから□□□□さんのところに移るということで、場所的には国道 314 号線▽▽▽▽の◇◇◇◇付近を入ったところの圃場でございます。それと多少前後しますけども、近くでまた畑、これも3筆ということで、合計合わせて6筆でございますけれども、今までやっておられた経緯と、それから□□□□さんも専従で農業を行われるということで問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明は終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。 挙手全員。よって番号3について承認することに決しました。
議長	次に議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程

議長	いたします。事務局説明をお願いいたします。
事務局	5ページをご覧ください。 議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和８年１月 26 日提出、奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、□□□□番、1筆。地目は登記簿は田、現況は宅地。面積 53 ㎡。申請人氏名、▲▲▲▲。住所、■■■■番地。転用目的、農家住宅。施設等は住宅。転用理由住宅の離れに建物を一棟建てるため隣接する農地を宅地にしたい。追認です。顛末書を読みます。 今回、申請いたしました土地は、自身が所有する◇◇◇◇番より分筆を行った場所になります。この度、住居のリフォーム工事をするにあたり、建物登記と現状を一致するため、土地家屋調査士に依頼し調べましたところ、離れの一部が分筆した土地にかかっている事が分かりました。昨年 10 月に分筆登記を行い、境界をきちんと持ち確定いたしましたので、正式に手続きを行う次第です。調査士から、説明を受けるまで自宅と離れが建つ土地は◆◆◆◆番のみと考えておりました。ご迷惑をおかけし、申し訳ありませんが何卒よろしくお願いします。 除地については、令和７年 10 月８日に公告されています。資料4に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号2、農地の所在、□□□□番、1筆。地目、登記簿、現況いずれも畑。面積 10 ㎡。申請人氏名、▲▲▲▲。住所、■■■■番地。転用目的　施設等は墓地。転用理由　現在の墓地が離れた山林の中にあり、管理が困難なので、申請地に移設したい。 除地については、令和７年 10 月８日に公告されています。資料5に地図を載せておりますので、ご覧ください。 農業公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局説明は終わりました。 続いて、補足説明に入ります。 議案第２号番号１について、補足説明を７番永濱委員お願いします。
7番	番号１について、７番永濱が説明をいたします。この案件につきましては、◇◇◇◇地区の■■■■自治会の▽▽▽▽集落の方でございまして、▲▲▲▲さんでございますが、〇〇〇〇の大家族でございます。これまでリフォームとかですね、してきておられまして。この度こうした案件がありました。隣地に対して何も問題ないと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	補足説明は終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。 挙手全員。よって番号1について承認することに決しました。

議長	次に番号2についての補足説明を43番原田委員お願いします。
43番	2番について補足説明いたします。 この農地は▲▲▲▲の●●●●自治会の□□□□の奥でございまして、農地はここに書いてますように畑でございますが、家の近くに持って帰るということでございまして、他の農地への影響はないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	補足説明は終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。 挙手全員。よって番号2について承認することに決しました。 次に議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に関する質疑について(一括契約)を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	6ページをご覧ください。 議案第3号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積積等促進計画案について、意見を求める。令和8年1月26日提出。奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地は□□□□地内2筆。面積は合計3,058㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者、●●●●。住所、▲▲▲▲在住。貸借権の設定を受ける者、▽▽▽▽。住所、■■■■番地。10aあたりの賃借料は、◇◇◇◇円。以下はご覧のとおりです。 番号2、農地は□□□□地内2筆。面積は合計3,595㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者、●●●●。住所、▲▲▲▲番地。貸借権の設定を受ける者、▽▽▽▽。住所、■■■■番地。10aあたりの賃借料は、◇◇◇◇円。以下はご覧のとおりです。 6ページから7ページにかけてご覧ください。 番号3、農地は□□□□地内5筆。面積は合計7,022㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者、●●●●。住所、▲▲▲▲在住。貸借権の設定を受ける者、▽▽▽▽。住所、■■■■番地。10aあたりの賃借料は、◇◇◇◇円。以下はご覧のとおりです。 番号4、農地は□□□□1筆。面積2,936㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者、●●●●。住所、▲▲▲▲番地。貸借権の設定を受ける者、▽▽▽▽。住所、■■■■番地。10aあたりの賃借料は、玄米◇◇◇◇kg。以下はご覧のとおりです。 番号5、農地は□□□□地内2筆。面積は合計2,971㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者、●●●●。住所、▲▲▲▲番地。貸借権の設定を受ける者、▽▽▽▽。住所、■■■■番地。10aあたりの賃借料は、玄米◇◇◇◇kg。以下はご覧のとおりです。 8ページをご覧ください。 番号6、農地は□□□□地内2筆。面積は合計10, 243㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容新規。貸借権を設定する者、●●●●。住所、▲▲▲▲番地。貸借権の設定を受ける者　▽▽

事務局	▽▽。住所、■■■■番地。10aあたりの賃借料は、◇◇◇◇円。以下は、ご覧のとおりです。 以上の案件につきましては、貸借権の設定を受けようとする者について、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件、 ・耕作などの事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること。 ・耕作などの事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 の要件を満たしているかどうかを確認した上で、機構に本農業委員会の意見を提出するようになります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。 続いて補足説明に入ります。 議案第3号番号1についての補足説明を、14番和久利委員。
14番	番号1について14番和久利が補足説明をさせていただきます。 現地は◇◇◇◇地内の農地でして、今まで■■■■さんが●●●●さんの土地を借りて今までも耕作をしておられまして、引き続き今回は機構法を利用して賃貸借の正式な契約をするということです。別に問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。
議長	補足説明は終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。 挙手全員。よって番号1について承認することに決しました。 次に番号2について補足説明、15番立石委員、お願いいたします。
15番	議案第3号番号2について立石の方から説明をさせていただきます。 この農地は▲▲▲▲地区の●●●●自治会内にある農地でございます。場所的には□□□□から◇◇◇◇方面へ約 150m ぐらい下がったところにある農地でございます。○○○○さんも隣の圃場を受け、本来耕作をしておられるので、特に問題はないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明は終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。 挙手全員。よって番号2について承認することに決しました。 次に番号3について補足説明を28番藤原委員、お願いします。
28番	番号3について28番藤原が説明します。 ▽▽▽▽さんから▼▼▼▼さんの案件でございますが、こちらも機構法よって新規になってお

28番	りますが以前から▼▼▼▼さんの方が耕作されております。場所は□□□□周辺にございます。▼▼▼▼少々年をとっておりますが、■■■■法人の方と一緒にやっておられますので、何ら問題はないと思います。ご審議をお願いします。
議長	補足説明は終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。 挙手全員。よって番号3について承認することに決しました。 次に番号4について補足説明を事務局お願いいたします。
事務局	はい。番号4について補足説明をしていただく前に、事務局から説明をさせていただきます。●●●●番の土地ですが、◇◇◇◇地内にある▼▼▼▼寄りの農地です。従来現地確認とその後の補足説明は、農地が所在する地区の推進委員さんにしていただくということが慣例になっております。番号4の出し手と受け手を見ていただくと、□□□□地区▼▼▼▼にお住まいの方であり、場所も▼▼▼▼寄りであるので、▼▼▼▼地区の担当の委員さんがよくご存知ではないかということで、◇◇◇◇の委員さんから、□□□□地区の委員さんに現地確認をお願いしたいというお話がありました。□□□□地区の委員さんにお話しましたら了解をいただきましたので、36番川西委員さんに補足説明をしていただきたいと思います。 これまでも受け手さんが住所地の地区を越えて、他地区の耕作をするということは、会社様などでは多々ありました。会社様ですと、農業経営の規模とか、わかっておられますけれども、他地区の個人さんが耕作する、ということになるとなかなか耕作者の方の人となりとか農業状況も分からないということがありますので、今後現地確認の際こういう事例がありましたら、農業委員会と公社、また両地区の委員さんと調整をして、どこの委員さんにお願いするかというのを確認してお願いをしようと思っています。説明は以上です。
議長	それでは36番川西委員、補足説明をお願いします。
36番	36番川西が4番について補足説明をいたします。 ●●●●さんから□□□□さんへの小作契約、新規でございますけども、補足説明をいたします。●●●●さんの土地は先ほど説明ありましたように、■■■■から○○○○を越すところにあります。そしてこれが2、3ヶ月前に、▼▼▼▼地内の△△△△さんが●●●●さんとこのやつを作っておられましたけども、契約が終わっての引き継ぎです。また□□□□さんは、▼▼▼▼地内で多くの小作契約をしておられ、頑張って耕作をしておられます。また、▼▼▼▼での担い手の中核的な存在の方でございますので、問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。
議長	補足説明は終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

議長	挙手全員。よって番号4について承認することに決しました。 次に番号５の補足説明を 37 番小池委員お願いいたします。
37番	37番の小池です。場所は■■■■さん宅の裏手にありまして、それに隣接するほ場も含めて○○○○がかねてより耕作しておられまして、新規ではありますけども、継続的にしておられますので問題ないと思います。審議の方よろしくお願いいたします。
議長	補足説明は終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。 挙手全員。よって番号5について承認することに決しました。 次に番号６について補足説明を７番永濱委員お願いいたします。
7番	７番永濱が番号６の補足説明をいたします。○○○○さん、▼▼▼▼自治会の△△△△集落の方でございまして、場所はですね、■■■■の裏手の方の△△△△の集落でございます。◇◇◇◇という▲▲▲▲の団地でございまして、そこで○○○○さんは、キャベツを中心に野菜農家をやっておられまして、非常に熱心な方でございまして、引き続きこの場所を使ってやりたいということがございましての申請でございます。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
議長	補足説明は終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。 挙手全員。よって番号6について承認することに決しました。 次に議案第4号、奥出雲町農業振興地域整備計画変更理由書について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号、奥出雲町農業振興地域整備計画の変更について説明します。変更理由書の 4 ページをご覧ください。内容は、用途区分変更１件、事業面積 109.8 ㎡です。申請内容についてひととおり読み上げます。 整理番号1番、土地の所在、■■■■番、他 1 筆。現況地目、畑。面積 568 ㎡のうち、事業面積が 109.8 ㎡です。土地の所有者、○○○○。事業計画者、農事組合法人△△△△。変更の理由は、農業用施設用地です。詳細については、６ページ以降の添付資料に位置図および利用計画図を添付しておりますので、ご確認ください。以上、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	事務局説明が終わりました。 用途変更の件でございますが、質疑ございませんか。

議長	質疑がないようでございます。承認することにご異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。 挙手全員。よって議案第4号につきましては承認することに決しました。 次にその他について事務局何かありますか。 最初に、アンケートの件で立石さんの方から説明いただきたいと思います。
15番	はい。それでは最初に金倉会長から話がございました阿井地区で実施をしましたアンケート調査について若干の内容のお話をさせていただきます。 阿井地区の今後の営農のあり方ということで、アンケートを実施をしております。平成29年阿井地区の集落ビジョンを作成をいたしまして、奥出雲町のホームページの方に掲載をしていただいております。約10年が経過し、目標に対して項目別には差がありますが、7、8割達成をしております。今年度ビジョンの更新をしたいということで、改めてアンケート調査を実施をしております。 このアンケートに関しては、島根県東部農林水産農林水産振興センターの雲南事務所農業部様、それからJAしまね雲南地区本部様、奥出雲町農業振興課のご協力を得て、アンケートを作成をしております。 実施をしましたのは阿井地区の農家を対象に実施をしておりまして、現在回答いただいたのが197枚ということで、回収率が84%でございました。回答の年代をみますと80代、70代、60代が大半を占めておりまして、約7割がこの年齢の方でございます。阿井地区の農業を担っているのは70代が一番多く、約40%の方に担っていただいております。いずこも一緒かと思いますが、かなり高齢化が進んでいるという現状でございます。 「10年後はどういう形になると思われますか」という問いかけに対しては、担い手あるいは後継者の不足が深刻化する、耕作放棄地がさらに増える、というような回答が集中しておりました。集落の農業の維持発展には、営農の共同化あるいは有害鳥獣対策というような回答が高く出ております。 現在の集計の内容を分析中でございまして、今後さらに深掘りをしていく必要があろうかと思っております。今年度中に集落ビジョンをまとめたいと思っておりますが、出来次第にまた町のホームページの方に掲載をお願いをしたいと思っております。 今後県や国の補助事業導入を考えておられる方も多数あろうかと思います。集落ビジョンが要件になってくると思いますので、皆さんを中心とされて各地区で話し合いを始めるきっかけになるようなアンケートの調査を考えられたらどうかなというふうに思っております。 なおこの書式につきましては、農業振興課の方にお渡しをしておりますので、必要な方は農業振興課の方からもらっていただきたいというふうに思っております。 約10年前に建てたビジョンに対して非常に継続してほしいという要望がたくさん出ておりましたのが、秋作業の連携、これは四つの法人と集落営農がございますけれども、連携で空いてるところを利用して、秋作業の効率化を図っていただくということ、それから資材の一括購入、これについては雲南地区本部さんが非常に喜んでおられまして。合計で約3,000万円ぐらいの取引でございまして、まとめて配達をしていただくと、10%の値引き、個別配送だと8%の値引きということで、農家の方は非常に喜んでおられます。なお、これも大体6月に口座から引き落としをされるようになってますが、10月の末の決済ということで、米代が入った後に引き落としということになっております。 それからドローンによる水稲の防除ということで、これについては阿井地区で大体150ha、連携の組織で、合同会社を作っておりますが、そこで受けて作業をしております。この3つについては継続してほしい、というご要望がかなり高い頻度でございました。 参考までにそういう取り組みをしておりますので、皆さんのところもいろいろ検討されてはいかがかなというふうに思います。簡単ですが説明とさせていただきます。
議長	はい、ありがとうございました。何か質問ございましたら、また後で私か立石さんまでお願いしま

議長	す。 それからもう一つ牛の写真がついた冊子を配っていると思います。これは「牛のいない世界」という映画でございまして、この間農業新聞に出ておりましたが中国地方では岡山で初めて上映したということでございます。これを和牛組合の会員さんから要望がございまして、農業組合では映写会をやるということでございますが、なにぶん人数が 50 人以上は最低集まってほしいという映画会社の方から要望がございまして、特に農業委員さん、推進委員さんには世界農業遺産の関係も出てきておりますので、上映の日にちが決まりましたら、一つご参加して見ていただきたいというふうに思っております。 原田さん何かありますか
43番	いえ、ございません。よろしくお願いいたします。
議長	はい、わかりました。了解です。一つご協力お願いします。 あとは事務局の方でお願いします。
事務局	(事務局より事務連絡) ① 広報掲載記事作成協力(情報提供)の依頼 ② 総会後四役会を行うことについて
議長	それでは本日の総会は以上で終わりたいと思います。 来月の総会は 2 月 25 日 9 時から横田庁舎大会議室で行います。 よろしくお願いします。 足元が悪いです。気を付けてお帰りください。